



●串間市立図書館 ☎ 72-1177 ●開館=午前10時～午後6時 ●休館日=毎週月曜日 <http://www.kushima-lib.jp/>
◀各自治会・施設・団体を対象にした移動図書館の巡回先を募集中▶
移動図書館車で巡回し、その場で本を選んでいただき、本の貸し出しや返却を行います。土日可。

◆◆◆ 今月の新刊 PICK UP ◆◆◆



「i(AI)」
西加奈子 / 著

「この世界にアイは存在しません」入学式の翌日、数学教師は言った。ひとりだけ、え、と声を出した。ワイルド曾田アイ。その言葉は、アイに衝撃を与え、彼女の胸に居座り続けることになる。ある「奇跡」が起こるまでは…。



「なつみはなんにでもなれる」
ヨシタケシンスケ作・絵

もうすぐ寝る時間。なつみは、すごくいいことを思いつきました。それは、なつみが何かのマネをして、それをお母さんが当てるゲームです。なつみはさっそく、ゲームをはじめ、いろいろなものマネをしていきます。



「医療特集」
今月のテーマ展示

日進月歩の現代医療。あなたの医療知識は正しい？ それとも間違い？ 図書館の今月の特集は「医療」をテーマに幅広い分野から資料を集めました。医療コーナーではPCで検索もできますので、ご覧になってください。

◆◆◆ その他の新刊 ◆◆◆

喧嘩 (黒川 博行)
ヤマタカ 大菩薩峠血風録 (夢枕 獯)
夜の歌 (なかにし 礼)
いまさら翼といわれても (米澤 穂信)
大雪物語 (藤田 宜永)
竜は動かず 上・下 (上田 秀人)
制裁女 (新堂 冬樹)
沈黙法廷 (佐々木 譲)
土の記 上・下 (高村 薫)

書樓弔堂 炎昼 (京極 夏彦)
社長室の冬 (堂場 瞬一)
草花たちの静かな誓い (宮本 輝)
夜明けまで眠らない (大沢 在昌)
天子蒙塵 第2巻 (浅田 次郎)
オオカミから犬へ! 人と犬がなかよくなわけ (ハドソン・タルボット)
GOSICK GREEN (桜庭 一樹)
三島由宇、当選確実! (まはら 三桃)

イベント情報
第18回串間市立図書館市民医療講座
スポーツをしている子どもの保護者を対象に栄養士による食事についてのおはなしです。
●日時: 1月27日(金) 午後6時半～7時半
●場所: 図書館2F会議室
●講師: 管理栄養士 山崎敬子氏
●定員: 20名(事前にお申し込みください)

交流員レポート
第11代国際交流員 クリスの日本体験記
今月の表現 This month's expression
get fat 太る
I hope I don't get fat. 太りませんように。

12月というと、クリスマスやお正月が思い浮かびますね。日本では、クリスマスは主にカッブルで、お正月は家族と一緒に過ごすという話を以前からよく聞いていました。アメリカはどちらかというと逆です。僕の場合はクリスマスがほとんど家族で、お正月が一人か友達と過ごす時間でした。日本には家族がいないですが、幸運なことに家族みたいな人に出会った気がするので楽しめると思います。



居酒屋で友達と一緒に

※ホームページで更新情報!



今月のページ
・記事の余談
・連絡先など

年金

新成人のみなさん
おめでとーございませす!

◎20歳になったら国民年金

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納める

こととなります。

◎国民年金(基礎年金)3つのメリット

- ①老後を支えます(老齢基礎年金)
- ②病氣やけがで障がいの状態になったときに支えます(障害基礎年金)
- ③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます(遺族基礎年金)

◎「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」

(学生のみ)、「納付猶予制度」(50歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます!

平成28年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた方に、『平成28年分公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構より1月中旬から送付されます。所得税の確定申告などの添付書類として必要になりますので、大切に保管してください。

万一紛失された場合や未着のお問い合わせは「ねんきんダイヤル(☎0570-051165)」をご利用ください。
※ただし、障害年金、寡婦年金、遺族年金は所得税の課税対象となっていないため(非課税)源泉徴収票は送付されません。

●問い合わせ先
市民生活課市民係
☎内線225・226
都城年金事務所
☎0986-2312571

発達凸凹の子どもたち

子どもを変えるのではない、環境を変える その①

ある発達支援を学ぶ研修の中で、講師がしきりに「子どもを変えるのではない、環境を変えるのだ」と訴えていました。そうです、子どもへの関わり方や環境が変われば、子どもたちの行動は変わります。

まず大切なことは、その子どもの特性を知ること。どんなことが得意で、どんなことが苦手なのか。例えば、視力が低いお子さんには眼鏡を作って見やすくなれば、歴然と活動しやすくなりますよね、これと同じです。苦手なことが分かったらそれに代わる支援で補えばいいのです。

「何度同じことを言っても指示が通らない」そんなお子さんの場合、「そもそもその指示の意味を理解していない」もしくは「理解はしているが従いたくない、従えない」の2

パターンがあります。もしかすると耳で情報を理解することが難しいのかもしれない。発達凸凹のお子さんは、耳からの情報よりも見て理解するのが得意な傾向があります。ですから、言葉で伝えるのではなく、写真や文字で指示を伝えると分かりやすくなります。あるいは、その指示を短く伝えてみましょう。「○○くん、8時になったら幼稚園バスに乗るからそろそろお片付けしておいでね」よりも「○○くん、おもちゃ

おしまい。お片付け」とシンプルに。

また、具体的に、肯定的な声掛けも理解しやすくなります。「きれいにして」よりも「おもちゃをかごに入れてね」と伝えたり、「うるさい!」よりも「声を『アリの声』にしてくれろ?」、あるいは、「走らない!」より「歩こうね」という具合に、感情的な言い回しではなく、言葉を変換して伝えることを意識してみましよう。早速今からチャレンジしてみてください。

●問い合わせ先 Ⅱ福祉事務所子育て支援係 ☎72-0333